

★外来管理加算とは？★

みなさまは、お会計の際に領収書と一緒にもらう「診療明細書」をご覧になったことはありますか？その中には何となく意味がわかるものもあれば、わからないものもありますよね。

今回は診療明細書によく登場する「**外来管理加算**」とは何かをお話しします。

外来管理加算の料金

外来管理加算は、主に同じ病気で2回目以降に受診された時、つまり**再診料をいただく際に、加えてかかる料金**です。

点数が52点（1点＝10円）ですので、料金は520円です。

窓口負担額は、3歳以上で就学前のお子さまは**2割負担で100円**です。

就学後のお子さまは**3割負担で160円**です。 *10円未満は四捨五入します

外来管理加算に含まれている事

医師は、お母さまお父さま等からお子さまの症状をお聞きし、聴診器を当てたりおなかをさわったりして状態をよく診ます。

その結果を踏まえて、病状の再確認を行いつつ、ご家族に病状や療養上の注意点について説明をしたり疑問にお答えしたりします。

そして診療録（カルテ）に必要な事柄を書きます。

これらが外来管理加算に含まれています。

外来管理加算がかからない場合もあります。それは次のような

時です。

★**初診料**をいただく時はかかりません。

★当院のように**小児科外来診療料**（診療の内容、治療や検査にかかわらず1日につき一定の料金）をいただいている**3歳未満**のお子さまには、かかりません。

★**処置・手術・一部の検査**を行った場合もかかりません。

（例）**処置**：お薬を吸入器で吸入した（ネブライザー）

手術：のどの奥にささっている魚の骨を取った（咽頭異物摘出術）

ひじが抜けたような状態を治した（関節脱臼非観血的整復術）

検査：腹部エコー（超音波）でおなかの様子を診た（超音波検査）

食物アレルギーの負荷試験をした（小児食物アレルギー負荷検査）

（検査の種類によっては外来管理加算がかかります）